

派遣社員の皆様へ

令和2年2月吉日

寒さ厳しい時節になりました。お元気でご活躍のこととお喜び申し上げます。

このたび改正労働者派遣法が2020年4月1日より施行され、「同一労働同一賃金」になるように変更されています。今回の変更点では、派遣労働者の待遇改善が主旨となり「時給」に関する情報を派遣社員のみなさまに分かりやすく知らせることを指示されています。

そのため当社では、『労使協定方式』を原則として採用し、みなさまの代表として選ばれた「労働者代表」の方と協定を結び新しい時給を制定することとなります。一方派遣先の対応により『均衡・均等方式』を採用する場合もあり、二つの方式が混在させることで派遣法に則った形で進めてまいります。すべての条件について厚生労働省の指示を受けた形にしていきますので、労働者代表の選出が必要となりました。

労働者代表の選出は、ご自宅宛てに郵送される投票用紙に記入し、3月10日までに当社総務部あてに返送してください。

選出結果をみなさまにお知らせするやり方として当社ホームページ上に掲示いたしますので投票締め切り後1~2週間後にご覧ください。

不明な点などあると思いますので、厚生労働書の関連サイトとリンクさせ、みなさまにご説明することとします。下記のアドレスをクリックしていただきご理解されますよう望んでいます。

派遣で働くみなさまへ <http://www.mhlw.go.jp/content/000497029.pdf>

また当社総務部あてにご連絡いただき説明することも可能であります。どうぞよろしく願いいたします。

=====

投票の結果：

株式会社イープラスワン派遣社員代表として 佐藤 雄 様が
賛成多数で選出されましたことをお知らせします。